

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第43号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

京都市男女共同参画センターにギャラリースペースを設置し、次のとおり使用料を定めるため、京都市男女共同参画センター条例の一部を改正することとしました。

区 分	使 用 料
午前9時から午後5時まで	円 33,000
午前9時から午後9時まで	54,000

備考1 ギャラリースペースの使用に伴う物品の販売を行う場合のギャラリースペースの使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 ギャラリースペースの利用者が入場料（利用者が、いかなる名義でするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合において、(1)の額が(2)の額を超えるときの使用料は、(1)の額とする。

(1) その使用期間中の入場料の収入額の10分の1に相当する額

(2) この表のギャラリースペースの使用料の額（1の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）にその使用日数を乗じて得た額

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 43 号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(報告及び検査)

第13条 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、センターの使用に関し、使用者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

別表第2フィットネスルームの項の次に次の1項を加える。

ギャラリースペース	33,000	
		54,000

別表第2備考4を同備考7とし、同備考3を同備考6とし、同備考2の次に次のように加える。

4 ギャラリースペースの使用に伴う物品の販売を行う場合のギャラリースペースの使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 ギャラリースペースの利用者が入場料(利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収する場合において、(1)の額が(2)の額を超えるときの使用料は、(1)の額とする。

(1) その使用期間中の入場料の収入額の10分の1に相当する額

(2) この表のギャラリースペースの使用料の額(4の規定の適用がある場合においては、その適用後の額)にその使用日数を乗じて得た額

別表第2備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 ギャラリースペースにあつては、午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時までの区分により使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他ギャラリースペースを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)